

令和2年3月24日

## 木造住宅（改修）耐震診断結果報告書の変更評価を受ける 必要があるケースについて（運用変更）

木造住宅（改修）耐震診断結果報告書の変更評価を受ける必要があるケースについて、令和2年3月付で愛媛県木造住宅耐震改修補助マニュアルを下記のとおり改正しました。（評点が上がる場合の変更評価を不要とした。）

### 記

- ① 変更評価を受ける必要があるケース  
○評点（各階、各方向別）が下がる場合

※令和2年度補助事業より、運用を開始する。

（参考：改正前）

変更評価を受ける必要があるケース

- 評点（各階、各方向別）が下がる場合
- 評点は上がっているが次に該当する場合
  - ア 壁補強位置の変更により偏心率が大きくなるなど「耐力要素の配置等による低減係数(E)」の値が小さくなる。
  - イ 補強する耐力壁のうち、変更に係る壁延長が、当初計画の補強耐力壁の延長の過半を越える。なお、変更とは、その位置又は補強方法・仕様が変わることをいう。